

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年十月五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 Digital21 岡山店

所在地 岡山市今五丁目一三一一〇ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダ電機

住所 前橋市日吉町四丁目四〇番地の一一

代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十一時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前十時三十分から午後八時三十分

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

4 変更年月日

平成十三年十月十五日

二 届出年月日

平成十三年十月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十三年十月五日から平成十四年二月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市役所